

練馬区新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年 6 月制定



練 馬 区

目 次

はじめに	1
第1章 基本的な方針	3
1 計画の基本的考え方	3
2 対策の目的	4
3 被害想定	5
4 発生段階の考え方	7
5 対策実施上の留意点	8
第2章 国、都、区等の役割	9
1 基本的な責務	9
2 新型インフルエンザ等に対応する区の実施体制	11
第3章 対策の基本項目	14
1 サーベイランス・情報収集	14
2 情報提供・共有	14
3 区民相談	18
4 感染拡大防止	18
5 予防接種	21
6 医療	22
7 区民生活および経済活動の安定の確保	23
8 都市機能の維持	25
<緊急事態宣言時の措置>	28
第4章 各段階における対策	31
1 未発生期	31
2 海外発生期	34
3 国内発生早期	37
4 都内発生早期	40
5 都内感染期	44
6 小康期	48

はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返しているインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものも発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命および健康を保護し、国民生活および経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置および新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等とあいまって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等への対策の強化を図るものである。

2 取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザについて、平成17年、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、対策を講じてきた。さらに、平成20年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」で、新型インフルエンザ対策の強化を図り、平成21年2月、新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年4月、新型インフルエンザ（A/H1N1）が世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余りで約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は1.8万人、平成22年9月末現在で死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この際の対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について多くの知見や教訓が得られた。

病原性が季節性並であったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などもみられ、病原性が高い新型インフルエンザが発生し感染拡大する場合に備えるため、過去の教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための検討を重ね、平成24年5月、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性がある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が成立されるに至った。

3 練馬区の行動計画の作成

練馬区（以下「区」という。）では、国や東京都（以下「都」という。）の行動計画を踏まえ、また、新型インフルエンザ（A/H1N1）の発生時における具体的な対応を参考にし、平成 22 年 11 月に「練馬区新型インフルエンザ対策行動計画」および「練馬区業務継続計画(新型インフルエンザ編)」を作成し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。平成 25 年 4 月に特措法が施行されたことに伴い、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が新たに作成された。これをうけ、平成 25 年 11 月に東京都が作成した「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「都行動計画」という。）や区が既に策定した行動計画を踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範とするべく、特措法第 8 条に基づき、練馬区新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「区行動計画」という。）の策定を行うものである。

区行動計画は、特措法に基づき、区の新型インフルエンザ等対策に関する基本方針および区が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、区行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、適時適切に変更を行うものとする。

第1章 基本的な方針

1 計画の基本的考え方

(1) 根拠

区行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画である。

(2) 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

(3) 計画の基本的考え方

区行動計画は、政府行動計画および都行動計画に基づき、区における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や区が実施する対策を示し、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合は弾力的な運用ができるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、国、都、指定地方公共機関、医療機関等、事業者および区民の役割を示し、区や事業者の新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるよう図るものである。

加えて、区の地理的な条件、特定の地域への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせることでバランスの取れた対策を目指す。

(4) 計画の推進

区行動計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時から教育・訓練の実施などを通して対応能力を高め、計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

(5) 計画の改定

区行動計画の改定にあたっては、医学または公衆衛生の学識経験者、法律、経済または産業の専門家、区内を管轄する警察署長が推薦する者、区内を管轄する消防署長が推薦する者、危機管理室長、練馬区保健所長等からなる「練馬区新型インフルエンザ等対策有識者会議」に意見を聴き、行う。

2 対策の目的

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命および健康を保護する。
- 2 区民生活および経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型の病原体に対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。長期的には、国民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供のキャパシティを超える事態が想定される。そのような状況を回避するため、感染拡大を可能な限り抑制することが必要である。

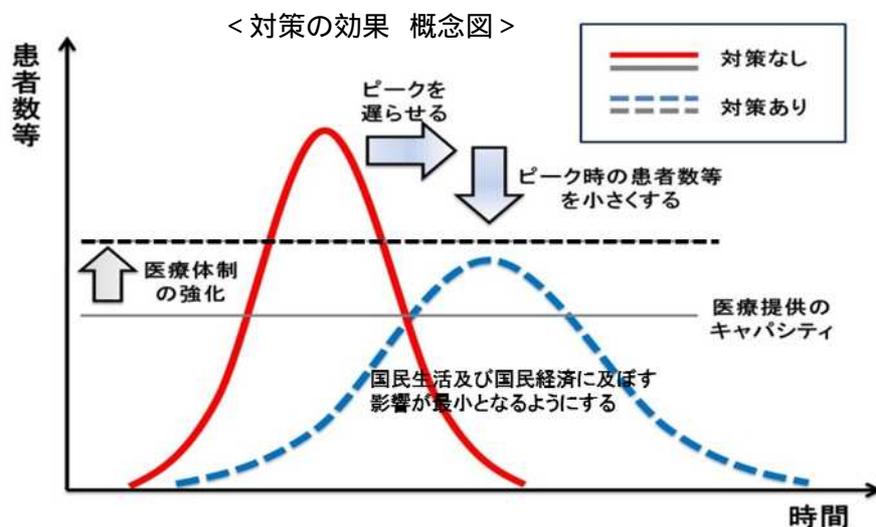
また、罹患することにより事業者の欠勤者が多数に上り、この人的被害が長期化することで社会経済に影響を与えることとなる。このため、限られた人員により必要な業務を継続することが求められる。

感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命および健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療等の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

区民生活および経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務または区民生活および経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画（内閣官房）

3 被害想定

新型インフルエンザは、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

区行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。

また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

区行動計画を策定するに際しては、政府行動計画および都行動計画を参考に、人口の集中する東京の特性を考慮し、区民の約30%が罹患するものとして流行予測を行った。現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定するものである。

< 流行規模・被害想定 >

1	罹患割合	区民の約30%が罹患
2	患者数	203,000人
3	健康被害	(1) 流行予測による被害 外来受診者数：203,000人 入院患者数：15,600人 死亡者数：800人（インフルエンザ関連死亡者数） (2) 流行予測のピーク時の被害 1日新規外来患者数：2,600人 1日最大患者数：20,000人 1日新規入院患者数：200人 1日最大必要病床数：1,400床

インフルエンザ関連死亡者数

インフルエンザの流行によって、インフルエンザによる直接死亡だけでなく、インフルエンザ感染を契機とした急性気管支炎や肺炎などの呼吸器疾患のほか、循環器疾患、脳血管疾患、腎疾患などを死因とする死亡も増加することが知られており、インフルエンザの流行評価の指標の一つとされている。

健康被害については、罹患した患者が全て医療機関を受診するものとして、被害予測を行い、都の試算を基に、区の被害想定を行った。

新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等により、その流行規模や被害想定は異なるため完全に予測することは困難であるが、区行動計画では、病原性・感染力等が高い新型インフルエンザが発生した場合に対応できる取組を基本にしつつ、今後新たに発生する様々な病原性、感染力の新型インフルエンザに弾力的に対応できる取組を明示している。

その他、社会・経済的な影響としては、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定されている。

また、1日最大患者数は、有病期間を軽症者は7日間、重症者では14日間、死亡の場合は21日間と仮定して算定されている。

4 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講ずるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画で定める未発生期、海外発生期、地域未発生期、地域発生早期、地域感染期および小康期の区分にあわせた6区分とする。名称は、未発生期、海外発生期、国内発生早期(都内では未発生)、都内発生早期、都内感染期および小康期とする。

また、医療現場においては、患者数により対応が大きく異なる。このため、患者の接触歴が追えなくなった時点で「都内感染期」に移行するが、これを3つのステージにさらに区分し、きめ細かい医療提供体制を整備する。

発生段階の移行については、必要に応じて都と協議し、練馬区新型インフルエンザ等対策本部(以下「区対策本部」という。)(本部長：区長)が決定する。しかし、海外から国内という発生段階を経ないで、突然国内で発生する可能性もあるため、国や都とも連携し、必要な体制をとっていく。

なお、政府対策本部が都内を対象に緊急事態宣言をした場合には、区対策本部において、緊急事態宣言下で実施する措置を決定する。

< 新型インフルエンザ等の発生段階 >

政府行動計画		都行動計画および区行動計画	状 態	
国	地方			
未発生期		未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期		海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	地域未発生期	国内発生早期	国内で患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態	
	地域発生早期	都内発生早期	都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
国内感染期	地域感染期	都内感染期	<医療提供体制> 第一ステージ (通常の院内体制)	<医療提供体制> 患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態
			第二ステージ (院内体制の強化)	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 流行注意報発令レベル(10人/定点)を目安とし、入院サーベイランス等の結果から入院患者が急増している状態
			第三ステージ (緊急体制)	流行警報発令レベル(30人/定点)を目安とし、更に定点上昇中、かつ入院サーベイランス等の結果から病床がひっ迫している状態
小康期		小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

5 対策実施上の留意点

国、都および指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、またはその発生した時に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針および都の方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施するとともに、区の区域内で関係機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、都知事が行うことになっている医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等および特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、都民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとなっている。

区が都の要請を区民に周知する場合は、法令の根拠があることを前提として、区民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格への留意

特措法は、新型インフルエンザ等が発生し、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるため、危機管理を主眼において、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得る。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

(3) 関係機関相互の連携・協力の確保

区対策本部は、東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下「都対策本部」という。）と、相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。区の新型インフルエンザ等対策本部長（以下「区対策本部長」という。）から東京都新型インフルエンザ等対策本部長（以下「都対策本部長」という。）に対して、必要に応じて速やかに新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るため、区対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

第2章 国、都、区等の役割

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、国、都、区、医療機関・薬局、事業者、区民等、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、区民生活および経済活動を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが罹患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

1 基本的な責務

(1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体および指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等およびこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関およびアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査および研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」および閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・薬学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

さらに、特措法28条に基づき、医療の提供ならびに国民生活および国民経済の安定を確保するため登録事業者に対して実施する特定接種について、実施主体として速やかに進める。

(2) 都

平常時には、都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備など、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑

制など都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村および関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(3) 区

平常時には、区行動計画に基づき、体制の整備、関係機関との調整など、対策を推進するとともに、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、感染拡大の抑制、住民への予防接種や生活支援など、区行動計画で定めた対策を、関係機関と連携して的確かつ迅速に実施し、区内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(4) 医療機関等

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医薬品・医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定および地域における医療連携体制の整備を推進する。

発生時には、地域の他の医療機関や関係機関と連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療等を提供するよう努める。

(5) 指定公共機関および指定地方公共機関

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進する。

発生時には、国、都および区と相互に連携協力し、区民生活が維持できるよう医療機能および社会経済活動維持のための業務を継続する。

(6) 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務または区民生活および社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、区市町村等の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

(7) 一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や区等が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど感染防止のための措置の徹底に努める。

(8) 区民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザ対策としても実施されている手洗い、マスク着用、咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、都や区等からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、罹^り患者が疑われる場合における医療機関の受診ルール等を守り、感染拡大防止に努める。

2 新型インフルエンザ等に対応する区の実施体制

平常時には、練馬区健康危機管理対策本部(以下「健康危機管理対策本部」という。)を設置し、情報共有や訓練の実施など、新型インフルエンザ等への対策を推進する。

発生時の体制は、特措法により政府対策本部が設置されたときは、都においても、直ちに都対策本部を設置することとされた。また、政府対策本部が新型インフルエンザ等緊急事態宣言した場合、区においても、区対策本部を設置することとされた。このため、区対策本部について特措法で定められたもののほか必要な事項を練馬区新型インフルエンザ等対策本部条例(平成25年3月練馬区条例第6号)および練馬区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則(平成25年4月練馬区規則第57号)の制定により、全庁をあげた実施体制を整備した。

この条例に基づき、区対策本部は、政府対策本部および都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

また、区対策本部長から都対策本部長に対して、必要に応じて新型インフルエンザ等への対策に関する総合調整を行うよう要請をする。

なお、海外で新型インフルエンザ等の患者の発生が確認された場合、必要に応じて、健康危機管理対策本部を開催し、情報の共有を図るとともに、関係部署に対し必要な対策を講じるよう要請する。また、国内において患者の発生が認められた場合は、特措法に基づかない区対策本部を設置し、政府対策本部が新型インフルエンザ等緊急事態宣言した場合は、特措法に基づく区対策本部に移行する。

(1) 区対策本部の組織および職員

- ・ 本部長は区長をもって充て、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- ・ 副本部長は副区長および教育長の職にある者をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長の職務の代理は、危機管理室を担任する副区長(以下「危機管理担任副区長」という。)である副本部長がこれを行う。ただし、危機管理担任副区長である副本部長にも事故があるときは健康部を担任する副区長(以下「健康担任副区長」という。)である副本部長が、健康担任副区長である副本部長にも事故あるときは教育長である副本部長が本部長の職務を代理する。

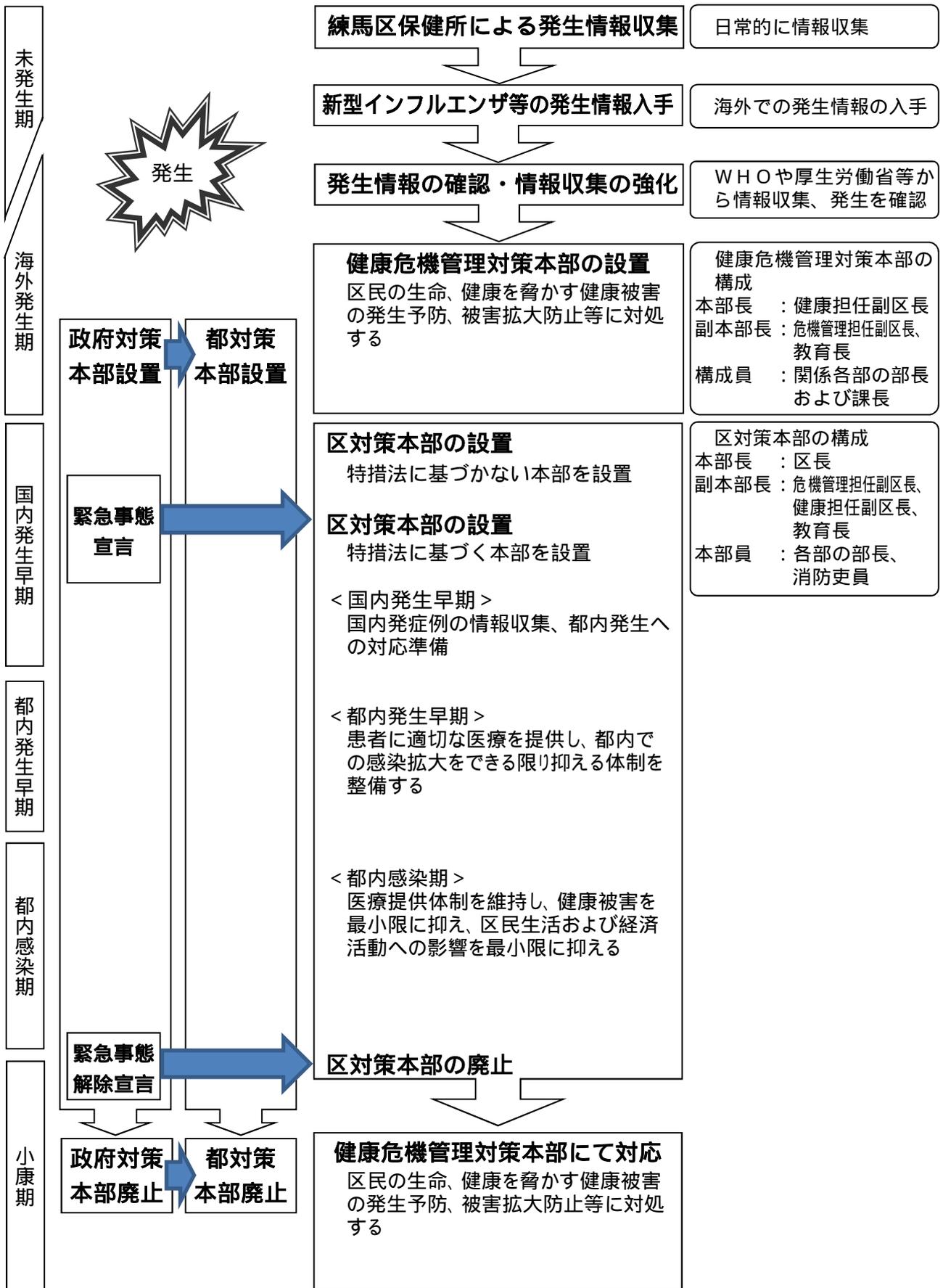
- ・ 本部員は、副本部長、練馬区組織規則（昭和 48 年 12 月練馬区規則第 33 号）第 3 条に規定する部長および室長、練馬区教育委員会事務局組織規則（平成 4 年 3 月練馬区教育委員会規則第 1 号）第 3 条第 1 項に規定する部長、練馬区保健所長、会計管理室長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、議会事務局長ならびに練馬区技監設置規程（平成 24 年 3 月練馬区訓令第 5 号）第 2 条に規定する技監ならびに区の区域を管轄する消防署長またはその指名する消防吏員をもって充てる。
- ・ 本部に本部長、副本部長および本部員のほか、必要な職員を置くことができ、区長が任命する。
- ・ 本部に部を置き、部に属すべき本部の職員は、本部長が指名する。
- ・ 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。
- ・ 部長は部の事務を掌理する。
- ・ 本部長は、必要に応じて区対策本部会議を招集する。

(2) 健康危機管理対策本部の組織および職員

- ・ 本部に、本部長および副本部長を置く。
- ・ 本部長は、健康担任副区長、副本部長は危機管理担任副区長および教育長とする。
- ・ 本部長は、区長の命を受け、本部の事務を統括する。
- ・ 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長の職務の代理は、危機管理担任副区長である副本部長がこれを行う。ただし、危機管理担任副区長である副本部長にも事故があるときは教育長である副本部長が本部長の職務を代理する。
- ・ 本部員は、練馬区健康危機管理対策本部設置要綱（平成 15 年 3 月 24 日練保所保発第 433 号）に定める者をもって充てる。
- ・ 本部は、つぎの機関と必要に応じて連携をとって対策を行い、専門的な立場からの指導を受けるものとする。

練馬警察署、光が丘警察署、石神井警察署、練馬消防署、光が丘消防署、石神井消防署、練馬区医師会、練馬区歯科医師会、練馬区薬剤師会、練馬区柔道接骨師会、順天堂大学医学部附属練馬病院、公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院、公益財団法人東京都医療保健協会練馬総合病院、その他区長が必要とする機関

< 新型インフルエンザ等対策における危機管理体制 >



第3章 対策の基本項目

区行動計画は、新型インフルエンザ等への対策の2つの目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命および健康を保護する」および「区民生活および経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、(1)サーベイランス・情報収集、(2)情報提供・共有、(3)区民相談、(4)感染拡大防止、(5)予防接種、(6)医療、(7)区民生活および経済活動の安定の確保、(8)都市機能の維持の8つの基本項目に分けて、具体的な対策を定める。

1 サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等への対策を適時適切に実施するためには、国が海外での新型インフルエンザ等の発生の迅速な察知、発生状況やウイルスの特徴等についての速やかな情報収集・情報分析を行う一方で、都においては、地域における発生状況の迅速な把握や必要な対策を実施し、その結果を評価する予定である。区は、都と協力してサーベイランス体制を確立し、情報を速やかに収集・分析することが重要である。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは情報が限られている。そこで、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・情報分析を行う。

国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握はその意義が低下し、また、医療現場等の負担も過大となることから、重症患者を中心とした情報収集に切り替える。

2 情報提供・共有

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、都、区、医療機関等、事業者および区民の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、各発生段階において、正確で迅速な情報提供およびコミュニケーションが重要である。

(1) 情報提供手段の確保

区民については、情報を受取る媒体や情報の受取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取り手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(2) 区民・事業者

ア 平常時の普及啓発

未発生期から、新型インフルエンザについての正しい知識と適切な予防策について周知を図ることが重要であり、区民一人ひとりが感染予防策を理解すること

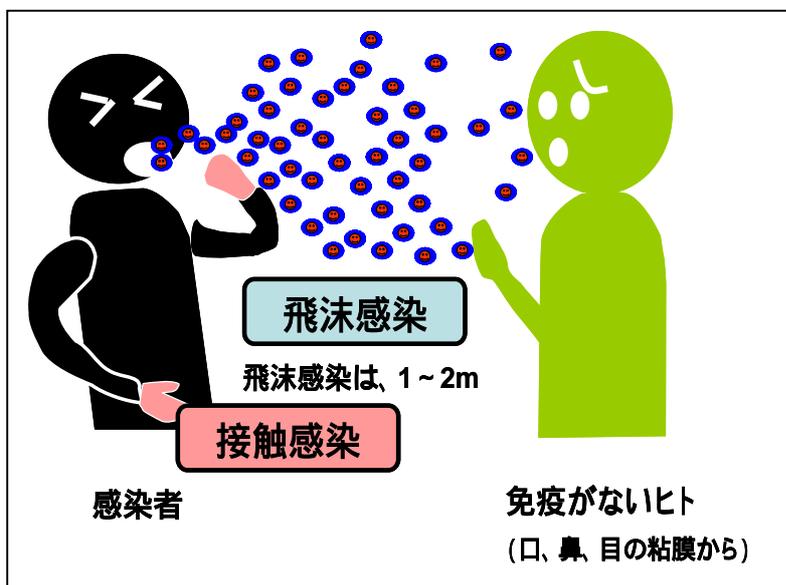
で、はじめて感染拡大防止が可能となる。

また、新型インフルエンザ等が発生した際、特に発生初期における感染者への誹謗中傷、感染が確認された地域への風評被害が起きないように、新型インフルエンザ等には誰もが罹患する可能性があり、患者やその関係者には責任がないことなど、正しい知識を普及啓発していくことが重要である。

このため、区報、メール、リーフレット、ホームページ、ツイッター等により、新型インフルエンザの感染予防策を周知し、発生した場合は、都や区からの情報に従って医療機関の受診をするなど、感染拡大防止策の普及啓発を図る。

< 感染予防策 >

新型インフルエンザの感染経路は、「飛沫感染（＊１）」と「接触感染（＊２）」であり、その予防には手洗いや咳エチケットなどが有効な対策である。



（＊１）飛沫感染：

感染した人が咳やくしゃみをすることで、排泄するウイルスを含む飛沫（５ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することで感染する経路を指す。

（＊２）接触感染：

皮膚と粘膜・傷口の直接的な接触あるいは中間物を介する間接的な接触による感染する経路を指す。

イ 発生時の情報提供

個人の人権の保護に十分留意し、区内における感染状況、予防策および発生段階に応じた適切な医療機関の受診等や不要不急の場合は自力受診を行うなど救急車の適正利用の再徹底について、報道機関の協力や区報、メール、ホームページ、ツイッター等への掲載により、迅速に情報提供する。

また、発生段階や政府が特措法第 32 条に基づき行う新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）に応じ、区民や事業者等に予防策の徹底などを呼び掛ける。

区に在住または滞在する外国人に対しては、外国語版広報紙の活用やボランティア団体などの協力を得て、情報提供する。

また、高齢者や障害者に対して、関係機関等の協力を得て情報提供する。

ウ 報道発表

区対策本部設置後は、本部が発表する新型インフルエンザ等への対策に係るプレス発表を「練馬区新型インフルエンザ等対策本部報」として情報を一元的に管理する。

具体的には、本部がプレス発表を行う際、区対策本部報道部門が本部報の番号を付番する。

また、区全体の対応を分かり易くするため、練馬区ホームページにも本部報を再掲し、情報を集約する。

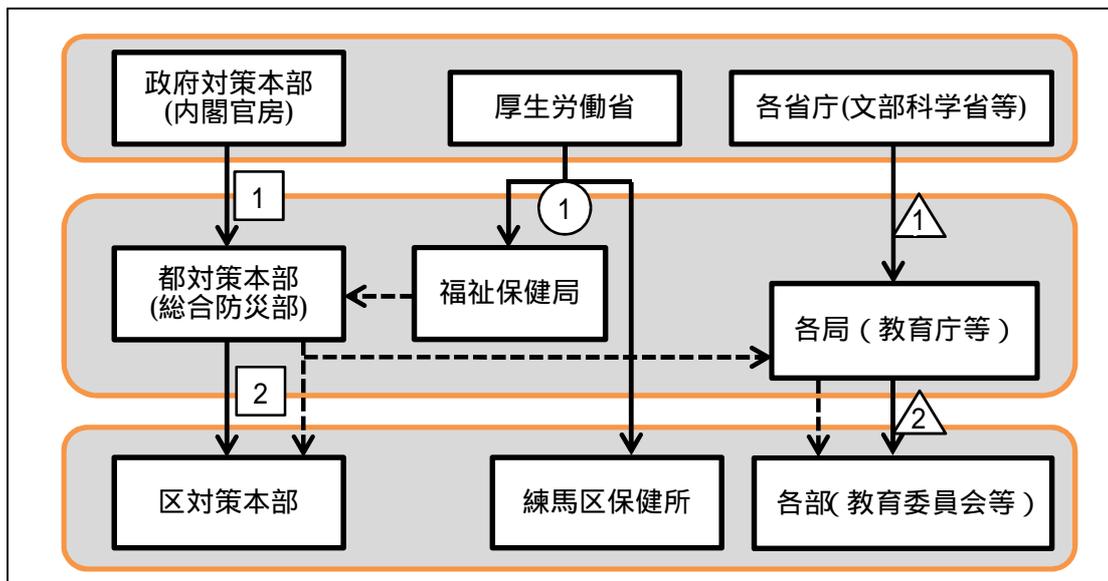
エ 患者等の個人情報

個人情報の取扱いについては、患者等の人権に十分配慮するとともに、報道発表の際は誹謗中傷および風評被害を惹起しないよう留意する。また、公表する範囲については、都と調整する。

(3) 区における情報の流れ

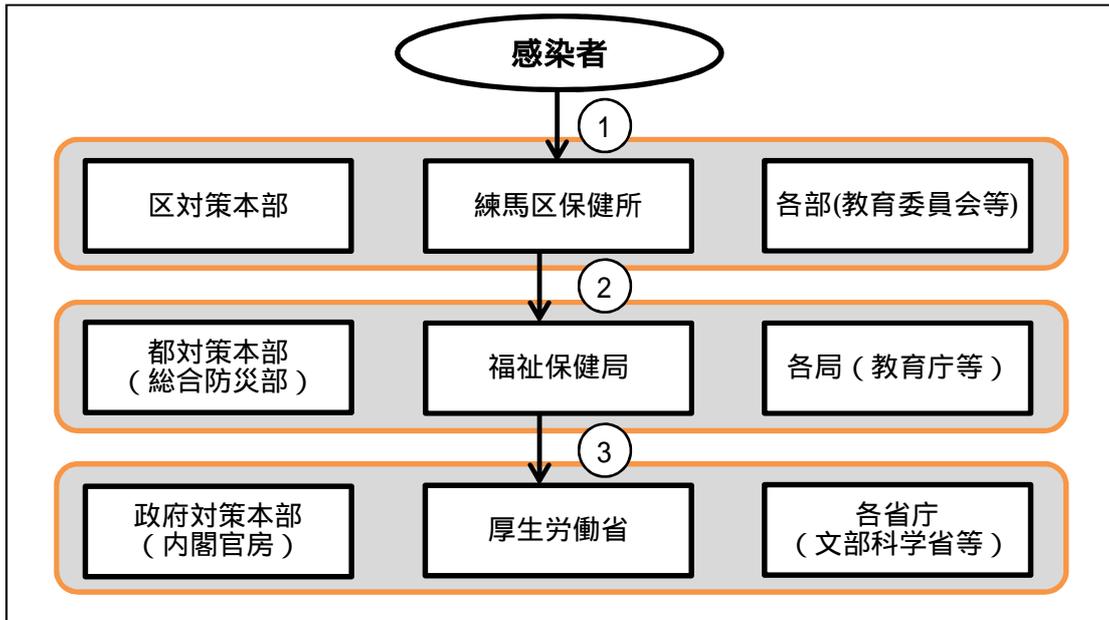
区は、住民に最も身近な存在であり、感染予防のための普及啓発をはじめ、相談窓口の設置、予防接種の実施、高齢者・妊婦・慢性疾患患者等への支援など重要な役割を担う。特に、新型インフルエンザ等が発生した当初の病原性が不明な時点では、感染者はごく僅かであっても、報道内容が刻々と変わり、区民の不安が非常に大きくなる。このため、WHO、国や都からの情報を区民に迅速かつ正確に伝えることが重要である。

新型インフルエンザ等に関する情報の流れ（国の通知等）



- 1→□2 国対策本部(内閣官房)からの情報の流れ
○1 厚生労働省からの情報の流れ
△1→△2 その他の省庁からの情報の流れ
.....→ 重要な情報は、必要に応じて複数ルートで情報提供

新型インフルエンザ等に関する感染者に関する情報の流れ



感染者に関する情報の流れ

(4) 医療機関等

平常時から、感染症地域医療体制ブロック協議会（ 1 ）等を活用して情報の共有を図るとともに、感染症指定医療機関（ 2 ）や感染症診療協力医療機関（ 3 ）との緊急時情報連絡体制を構築する。

1 感染症地域医療体制ブロック協議会

感染症指定医療機関、感染症診療協力医療機関等を中心とした医療連携体制の確保・連携を推進するため、都内を感染症指定医療機関ごとのブロックに分け、設置した協議会で、練馬区は区西部・区西北部ブロックになる。

2 感染症指定医療機関

感染症法に規定された感染症（一類、二類、新型インフルエンザ等、指定感染症又は新感染症）に罹患した患者の入院医療を行う医療機関

3 感染症診療協力医療機関

感染症患者又は感染症が疑われる患者の受入体制を有し、診断確定に至るまでの経過観察を行う医療機関（必要に応じて1～2日間程度の入院扱いを含む。）

(5) 関係機関

平常時から、新型インフルエンザ等に関する情報提供や事業者向けの研修会等の開催など、対策の推進を支援する。

発生時には、発生状況や感染予防策、イベント等の自粛、行政上の申請期限の延長などを情報提供し、各関係機関での対応を依頼する。

3 区民相談

(1) 健康相談

新型インフルエンザ等の病原性や感染力にかかわらず、区民の不安を解消し、適切な感染予防策を促すため、発生後速やかに新型インフルエンザ相談センターを設置する。海外発生期から都内発生早期は、相談対応時に患者の受診先医療機関の案内および受診時の注意事項等についての説明を行う必要があるため、保健所の開庁時間は保健所に設置し、夜間・休日においても、都が提供する場所において都内の保健所共同の相談センターを設置し、24時間対応する。都内感染期以降は、受診先医療機関の案内は終了し、保健医療に関する一般相談に対応する。

流行のピークを超え、小康期に入った段階で、状況に応じて相談体制の規模を縮小するなど、弾力的な対応を取る。

(2) その他の相談

感染拡大を防止するには、人が集まることや、人と人が対面する機会を減らすことが有効な対策の一つとして考えられる。このため、学校の臨時休業をはじめ、区民や事業者に対し、集会等の自粛を呼び掛け、緊急事態が宣言された場合は、都が行う施設の使用制限等の要請または指示について周知する。

区の施設についても、利用者に対する咳エチケットやマスク着用を呼び掛け、施設出入口や利用時間の制限、休館など、病原性に応じて対応するとともに、イベントや講座等について、実施方法の変更や延期または中止する。

これらの問合せへの対応は各部が行うが、複数の問合せに一定程度は回答でき、適切に問合せ先を案内できるよう、相談の多い問合せ窓口一覧を作成し、ホームページに公表する。

また、各部に寄せられた区民からの相談や情報を、区対策本部で情報を共有し、必要な対策を講じる。

4 感染拡大防止

新型インフルエンザ等の流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保すること、また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることを目的に、区民や事業者に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

具体的には、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の一般的な感染予防の励行や予防接種、学校休業、職場での感染予防策、催物等の自粛など様々な感染拡大防止策を組み合わせて、発生段階毎に実施する。

都内で発生した場合には、早い段階で区の集客施設および区が主催する催物における感染予防策を率先して実施するとともに、区の関連団体にも同様の取組を実施するよう協力を依頼する。

感染拡大防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型

インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、対策を実施する。

なお、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った時は、都知事は特措法第45条に基づき、施設を管理する者または催物を開催する者に必要最小限の制限等を要請・指示する。

(1) 個人対策

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染防止対策を実践するよう促す。

都内発生早期には、保健所は、当該患者に速やかに感染症指定医療機関等で適切な医療を受けさせるとともに、患者家族・同居者その他の濃厚接触者を迅速に把握し、健康観察、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与および感染を広げないための保健指導等を行う。

また、必要に応じ、不要不急の外出の自粛を呼び掛ける。

(2) 学校等における対応

ア 区立学校

発生時には、「学校保健関係事務事業概要」に基づき、学校医や保健所と連携のもと、次のとおり感染拡大防止策を講じる。

新型インフルエンザ等の疑いまたは罹患していると診断された児童・生徒への対応については、保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。

集団発生がみられた場合は、保健所に報告を行うとともに、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講じる。

同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛および臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。

さらに、感染が拡大し都内で流行した場合、感染症の発生状況や医療提供体制等を勘案し、必要に応じ、全ての区立学校の閉鎖について検討する。

イ 私立学校

各学校設置者等に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、幼児・児童・生徒の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、都と連携し、臨時休業などの措置をとるよう依頼する。

患者との接触者が関係する地域の学校について、感染拡大のおそれがある場合には、臨時休業を行うよう各学校設置者等に対して依頼する。

さらに、感染が拡大し都内で流行した場合、感染症の発生状況や医療提供体制

等を勘案し、必要に応じ、臨時休業の検討について依頼する。

ウ 社会福祉施設等

各施設設置者に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業などの措置をとるよう依頼する。

(3) 都による施設の使用および催物の開催制限等の要請の周知

ア 事業者

事業者に対して、従業員の感染予防策の励行など健康管理、発熱等の症状がある利用者の施設の利用制限の対応、催物における感染拡大防止策や自粛の呼び掛け、施設の使用制限など感染拡大防止策の協力を依頼する。これらの協力依頼は、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて行う。

平常時から、これらの発生時に実施し得る感染拡大防止策を、都と連携して、あらかじめ、区民や事業者へ発生時における感染拡大防止策の協力を求めることを周知する。

さらに、区は、政府が緊急事態宣言を行った時は、特措法に基づき、政令の範囲内で、都知事が都民への外出自粛の要請や事業者に対する施設の使用制限を要請・指示する場合もあることを区民に周知する。

発生時には、海外発生期の段階で、新型インフルエンザ等の発生の状況や病原性について、判明していること、不明なことを含め、迅速かつ正確に情報提供し、国内発生早期、都内発生早期、都内感染期と段階が移行するに従い、区民や事業者に対し、様々な個人の感染予防策、事業者の感染拡大防止策を呼び掛けるとともに、緊急事態が宣言された場合の最も強い感染拡大防止策として、都が施設の使用制限の要請・指示を行うことがあり得ることについて周知を重ね、事前に理解を求める。

イ 区への対応

緊急事態宣言前であっても、感染拡大防止のためには、人と人が集まる機会を減らすことが有効な対策と考えられることから、区自らが率先して、休止するイベントや利用制限をする施設を明らかにし、広く周知する。

行政手続など申請窓口で感染拡大を防止できるよう、来庁者の動線を整理し、来庁者や職員への感染リスクを低下させるよう、工夫する。さらに、郵便等を積極的に活用し、対面機会を減らすよう努める。

また、区に関連団体および委託業者等に対しても、積極的な感染拡大防止策を実施するよう協力を依頼する。

5 予防接種

(1) ワクチン

ワクチンの接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるとともに、患者数を医療提供可能な体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、ウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

(2) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

「医療の提供の業務」または「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員、地方公務員

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者および新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員については国を実施主体として、新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる地方公務員については当該地方公務員の所属する都道府県または区市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなる。

(3) 住民接種

特措法において、住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われた場合については、特措法第46条に基づき予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種については、区を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう国、都、医師会、関係事業所等の協力を得て、接種体制を構築する。

特定接種または緊急事態宣言時における住民接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請または指示を行うよう、都に対し求めることができる。

6 医療

(1) 医療の目的

新型インフルエンザ等への対策において、医療は最も重要な対策である。新型インフルエンザ等の感染が拡大した場合は、患者数の大幅な増大が想定される。医療の破綻を回避し、医療提供体制を維持しなければ、区民は感染した時に必要な医療を受けることができない。しかし、医療資源（医療従事者、病床等）には限度があることから、事前に効果的・効率的に活用できるよう医療提供体制の整備を行う必要がある。

(2) 医療提供体制

海外発生期から都内発生早期までにおいては、感染拡大を抑制する対策がもっとも有効であり、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等に罹患した患者（疑似症を含む。）は、感染症指定医療機関で入院治療を行う。ある程度限定された医療機関で外来診療、入院治療を行うことで、医療機関全体における混乱を回避するとともに、他の医療機関等が都内感染期において新型インフルエンザ等の診療・調剤を行うための準備を行う期間にもなる。

新型インフルエンザ発生時には、新型インフルエンザ相談センターから振り分けられた新型インフルエンザの罹患が疑われる患者を、新型インフルエンザ専門外来で診察する。専門外来で採取した患者の検体は保健所が東京都健康安全研究センターに運び、ウイルス検査が行われる。検査結果は、保健所を通して専門外来に伝える。専門外来は、診察から検査結果が判明するまでの経過観察を行う。

保健所は、新型インフルエンザ等患者について、重症度にかかわらず感染症指定医療機関への入院勧告を行う。ウイルス検査の結果が陰性であった患者については専門外来において、重症度によって入院又は自宅療養の判断を行う。

なお、新型インフルエンザ等の罹患が疑われる患者が、相談センターを介さずに、直接、一般医療機関を受診する可能性も否定できないことから、専門外来に指定されない一般医療機関等においても、都内感染期には、新型インフルエンザ等の患者に対し医療の提供を行うことを念頭におき、新型インフルエンザ等の罹患が疑われる患者とそれ以外の患者との接触を避ける工夫や、医療従事者の感染防護に必要な資器材の準備など、個々の医療機関等における院内感染防止対策を検討しておく。

都内感染期においては、新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で担うことになる。そのため、患者は新型インフルエンザ相談センターを介さずに、直接受診に訪れることとなり、また、入院が必要と判断された患者についても、通常の感染症診療を行う全ての一般入院医療機関において受け入れることとなる。区は発生段階に応じた医療機関等の役割分担や受診方法等について区民を

はじめ関係機関に周知する。

発生段階ごとの医療提供体制

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期			小康期
					通常院内体制	院内体制強化	緊急体制	
医療提供体制	外来	新型インフルエンザ 専門外来 (ウイルス検査実施) 陽性(+) 陰性(-)			すべての医療機関が対応 (基本はかかりつけ医)			
	入院	感染症指定 医療機関	一般医療機関への 入院または自宅療養	・小児、重症患者受入 可能医療機関の確保 ・備蓄医薬品の放出 ・特段の措置の要請 ・臨時の医療施設の活用				

(3) 都による医療等の実施の要請等への協力

都は、新型インフルエンザ等の患者または新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対する医療の提供等を行うため必要があると認めるときは、特措法第 31 条に基づき、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その場所および期間その他の必要な事項を示して当該患者等に対して医療等を行うよう要請または指示を行うことができる。区は、都や医師会等と連携して地域全体で医療体制が確保されるように必要な協力を行う。

(4) 臨時の医療施設等

新型インフルエンザ等の感染拡大により、病院その他の医療機関が不足し医療の提供に支障が生ずると認められる場合には、特措法第 48 条に基づき、臨時に開設する医療施設において医療を提供する。区は、都や医師会等と連携し、必要な協力を行う。

7 区民生活および経済活動の安定の確保

新型インフルエンザは各地域での流行が約 8 週間程度続くと言われているように、新型インフルエンザ等が発生した時は、多くの区民が罹患し、また、本人の罹患や家族の罹患等により、区民生活および経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、区民生活および経済活動への影響を最小限とするために、都、区、医療機関等、事業者および区民は、発生時にどのように行動するか、事前に準備をし、発生時には互いに協力し、この危機を乗り越えることが重要である。

(1) 区民生活の維持

ア 食料・生活必需品の安定供給

生活必需品の安定供給を図るため、関係事業者等の事業継続を支援する。

社会機能が低下する中で不足が予想される食料・生活必需品について、製造・販売・流通業者などの業界団体等を通じて、安定供給について協力を依頼する。

また、食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占めおよび売惜しみが生じないよう依頼する。

区民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、買占めを行わないよう呼び掛ける。

イ 要援護者等への支援

高齢者施設等の福祉施設（入所施設）の運営を維持するため、感染予防を徹底するよう呼び掛けるとともに、入所者の施設外部者との接触制限等により、感染拡大の防止に努めるよう依頼する。

また、在宅の高齢者、障害者等の食料・生活必需品の調達について、地域の実情に即し、町会等地域住民団体、ボランティア等に協力を依頼する。

ウ ごみの排出抑制

区による平常時のごみ処理の維持が困難な場合は、ごみの収集回数や処理について状況を把握し、区民および事業者にごみの排出抑制への協力を依頼する。

エ 指定公共機関および指定地方公共機関に対する業務継続要請

区民生活を支えるライフライン事業者など、指定公共機関および指定地方公共機関が従業員の欠勤があっても、業務計画に基づき、機能が停止することのないよう業務継続の協力依頼を行うとともに、都本部長に対し、必要に応じて総合調整を行うよう要請する。

オ 行政手続上の申請期限の延長

特措法により、新型インフルエンザ等の発生時において、過去の大規模災害発生時のように、運転免許等の申請期限の延長の特例が可能となった。特例措置が実施された場合は、国の政令等を迅速に分かり易く周知するとともに、区条例に基づく申請期限等においても、必要に応じて同様の措置を実施する。

(2) 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、遺体に対する適切な対応を行う必要があることから、遺族の意向や個人情報の保護に留意するとともに、備蓄している遺体収納袋等を活用するなど遺体からの感染を防止しつつ、火葬場を可能な限り稼働させるよう設置者に要請する。

また、感染状況に応じて集会の自粛要請も考えられることから、平常時に行っているような形態の葬儀が困難になる可能性があることについて、葬祭業者や住民の理解を得るよう努める。

区が発行する「埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるようにする。「埋火葬許可証」の申請ができず、公衆衛生上の問題が生じる場合は、特措法第56条の規定に基づき「死亡診断書」により、迅速に埋火葬する特例措置を実施する。

さらに、一時的に死亡者が急増した場合は、遺体からの感染予防策を実施し、練馬区地域防災計画で指定している場所を遺体収容所とし、迅速に埋火葬を行う。

(3) 事業者への支援

新型インフルエンザ等の感染拡大により、運転資金の確保等が困難となる中小企業を支援するため、対面業務をできる限り避ける工夫をしながら、相談窓口を設置するとともに制度融資を実施する。

また、政府系金融機関において、新型インフルエンザ等緊急事態に関する特別な融資などの措置が行われた場合は、事業者への周知など適切に対応する。

事業者の感染予防策として、区が実施している各種許認可については、事業者や関係者に与える影響をできるだけ軽減するため、対面業務を縮小し工夫しながら実施する。

さらに、個人の場合と同様に、許認可等の申請期限の延長の特例措置が実施された場合は、適切に対応する。

8 都市機能の維持

新型インフルエンザ等の発生時には、平常時の事業活動を完全に維持することは困難になるが、区民生活や事業活動を支える機能は維持しなければならない。このため、上下水道や電気、ガス、通信などのライフライン事業者は、普及啓発業務の休止や緊急を要しない工事の延期により、ライフラインの機能維持業務に従業員を集中する。

また、感染拡大防止に留意しながら公共交通機能を確保するとともに、警察・消防機能を維持し、区民の安全かつ安心な生活を確保することが重要である。

(1) ライフライン機能の維持

指定公共機関および指定地方公共機関が提供するライフライン機能を維持するため、都本部長に対し、必要に応じて総合調整を要請する。

(2) 区民の安全・安心の確保

警察・消防機能を維持するよう、都本部長に対し、必要に応じて総合調整を要請する。

警視庁、東京消防庁、地域住民等と連携し、防犯・防災活動の取り組みを強化する。

(3) 区政機能の維持

ア 業務の区分

新型インフルエンザ等の発生時には、保健医療業務、危機管理業務など、発生対応業務が増大するが、職員の欠勤も最大4割が想定される。このため、区の業務を、新型インフルエンザ等発生に際して「新たに発生する業務」と「通常業務」とに整理する。また、通常業務を「継続業務」「縮小業務」「休止業務」に区分する。区分の考え方は、区民の生命を守り、都市機能を維持することに直接関わり

継続する業務を「継続業務」とし、感染拡大防止のために休止する多数の人が集まる施設の運営や、不急な業務等を「休止業務」とし、その他の業務を「縮小業務」に分類する。

各業務の実施に当たっては、新型インフルエンザ等のウイルスの感染力、病原性および治療薬の有効性、職員の出勤率などを判断し、弾力的・機動的に行う。

業務区分の考え方		
区分	考え方	主な業務(例示)
A 新たに発生する業務	感染拡大の防止策 危機管理体制上、必要となる業務	相談、保健医療など 新型インフルエンザ等に関する情報提供
B 継続業務	区民の生命を守るための業務 都市機能の維持に係る業務 休止すると重大な法令違反となる業務 区政業務維持のための基盤業務	医療、入所施設など 道路管理など 福祉、高齢者対策など 各種システムの維持
C 縮小業務	継続、休止以外の業務 対面業務を中止して、工夫して実施する業務	清掃、許認可、届出・交付、窓口相談業務
D 休止業務	多数の人が集まる施設や業務 その他緊急性を要しない業務	学校、集客施設、研修など 緊急性を要しない管理、調査、一般工事など

職員出勤率100% (A, B, C)

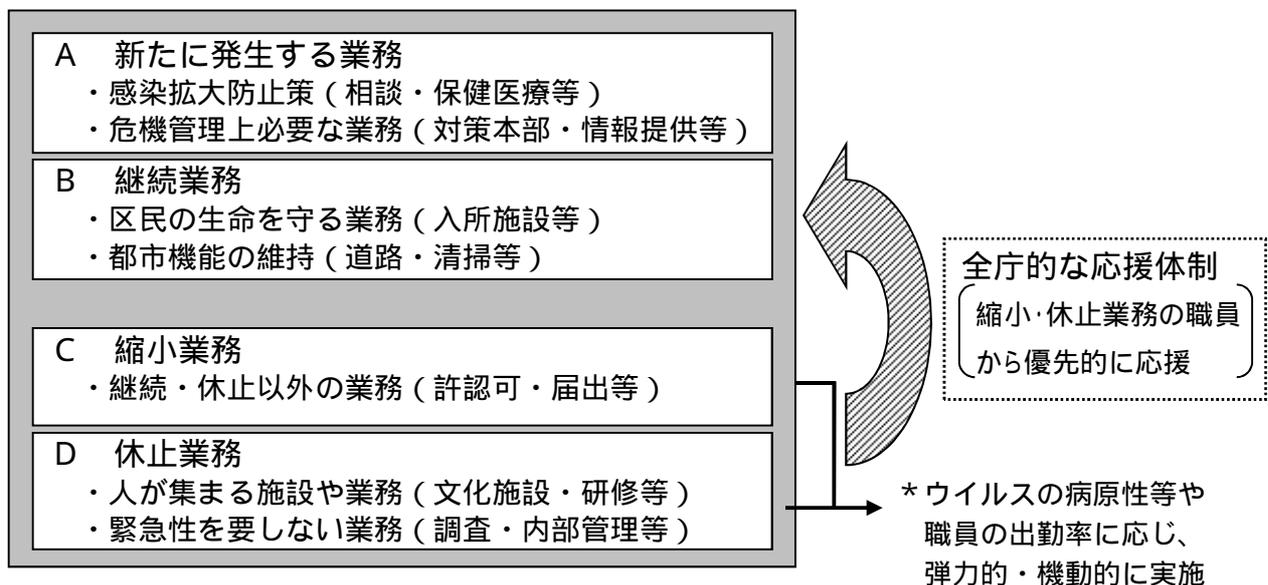
職員出勤率60% (D)

イ 各部の事業継続と応援体制

各部は、行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生対応および事業継続のため、各部において業務継続計画や対応マニュアルを策定し、各課レベルで業務の優先順位を決定し、業務を継続する。

また、健康部など保健医療部門において、人員が不足する部に対しては、本部体制の下、各部の業務継続計画による人員計画を基に、全庁的な応援体制により対応する。

<業務の整理と応援体制>



ウ 区の施設での感染拡大防止策

区の施設で感染が拡大しないよう、申請窓口の受付方法や出入口等の制限等を行い、感染拡大防止を図る。平常時と施設の利用方法の変更を行う際はホームページをはじめとした周知を徹底し、区民や事業者に協力を依頼する。

エ 職員の健康管理

区職員は、自己の健康管理に十分留意するとともに、他者への感染を防止するため、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の実践を徹底する。

発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザの症状がある場合には、速やかに医療機関を受診するとともに、職場への連絡を遅滞なく行った上で、療養に専念し、出勤を自粛する。

このため、全職員に対し感染予防を周知するとともに、所属長としての留意事項等を通知する。

こうした取組を通じ、職員の欠勤率をできるだけ減少させ、業務遂行に支障がないようにする。

< 緊急事態宣言時の措置 >

患者数の増加に伴い地域における医療提供体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、政府対策本部が本区を含む地域を対象区域として緊急事態宣言（ 1 ）を行ったときは、国の基本的対処方針（ 2 ）および区行動計画に基づき、必要に応じ、都対策本部等の協力を得ながら以下の措置を講じる。

政府対策本部が緊急事態宣言をした場合、直ちに区対策本部を設置する。ただし、区では国内において患者の発生が認められた場合に、特措法に基づかない区対策本部を設置することとしているため、政府対策本部が緊急事態宣言をした場合は、直ちに特措法に基づく区対策本部に移行する。

新型インフルエンザ等の感染拡大により、区において、その全部または大部分の事務が行えなくなった場合、都に対し、特措法第 38 条に基づく事務の代行を要請する。

また、区が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するために、必要があると認められる場合は特措法第 40 条に基づき、都に応援の要請をする。加えて、緊急事態宣言時の措置を実施するために、必要があると認めるときは特措法第 41 条に基づき、他の区市町村に事務の一部を委託する。

なお、政府対策本部が本区を含む地域を対象とする緊急事態宣言を解除した場合は、基本的対処方針に基づき、緊急事態宣言時の措置を縮小・中止する。

1 緊急事態宣言（特措法第 32 条）

政府対策本部長が、国民の生命および健康に著しく重大な被害を与える新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときに、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行う。

2 基本的対処方針（特措法第 18 条）

政府対策本部が、発生したウイルスの病原性や流行の状況を踏まえ、政府行動計画のうちから対策を選択し決定する。

1 感染拡大防止

都知事は、特措法第 24 条および第 45 条に基づき、施設の管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対して、発生時に国が策定する基本的対処方針、発生した新型インフルエンザ等の病原性および感染力に応じて、次に掲げる措置を、期間および内容について、感染拡大防止と社会経済活動の維持のバランスを鑑み、必要最小限となるよう総合的に判断したうえで、適時適切に選択し、要請する。

施設の使用の停止（特措法第 45 条）

感染防止のための入場者の整理（政令第 12 条）

発熱等の症状のある者の入場禁止（政令第 12 条）

手指の消毒設備の設置（政令第 12 条）

施設の消毒（政令第 12 条）

マスクの着用など感染防止策の入場者への周知（政令第 12 条）

その他厚生労働大臣が公示するもの

区は、都の要請を区民や施設の管理者に広く周知を図る。

2 予防接種

区は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、区民に対し、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

3 医療

医療機関、医薬品もしくは医療機器の製造販売業者または販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療または医薬品もしくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。

都は、保健所設置区市および国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療提供体制の確保、感染拡大の防止および衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。区は、都や医師会等と連携して必要な協力を行う。

臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖することとなる。

4 区民生活および経済活動の安定の確保

(1) 指定公共機関および指定地方公共機関に対する依頼

区民生活を支えるライフライン事業者など、指定公共機関および指定地方公共機関が従業員の欠勤があっても、業務計画に基づき、ライフライン等が機能を停止することがないように協力依頼するとともに、必要に応じて、都本部長に対し、総合調整を要請する。

(2) サービス水準に係る区民への呼び掛け

事業者のサービス提供水準に係る状況を把握し、区民に対し、感染が拡大した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性への理解と協力を呼び掛ける。

(3) 生活関連物資等の価格の安定等

区民生活および事業活動の安定のために、物価の安定および生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格の高騰、買占めおよび売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の依頼を行う。

また、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、区民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、各相談窓口寄せられた区民からの相談や情報を、区対策本部で情報共有し、必要な対策を講じる。

(4) 新型インフルエンザ等の発生時の要援護者への生活支援

区は、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への見守り等の生活支援、搬送、死亡時の対応等を行う。

(5) 埋葬・火葬の特例等

火葬場の経営者に対し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう依頼する。

また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、遺体を一時的に収容するため、練馬区地域防災計画で指定している場所を遺体収容所として使用する。

さらに、遺体の埋葬および火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域のかつ速やかに収集し、必要に応じ、遺体の搬送の手配等を実施する。

(6) 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等

国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち、当該新型インフルエンザ等緊急事態に対する適用が指定された場合は、適切に対応する。

(7) 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

政府系金融機関等が、中小企業等の業者の経営の安定に必要だと考えられる場合に、特別な融資を実施するなどの措置を実施する場合は、事業者へ周知するなど適切に対応する。

5 都市機能の維持

警察・消防機能を維持するよう、都対策本部長に対し、必要に応じて総合調整を要請する。また、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、警視庁、東京消防庁、地域住民等と連携し、防犯・防災活動の取り組みを強化する。

第4章 各段階における対策

1 未発生期

< 状況 >

新型インフルエンザ等が発生していない状態

海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

< 目的 >

発生に備えて体制の整備を行うとともに、発生時の対応の周知を図る。

< 方針 >

- 1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないため、平素から、本行動計画等を踏まえ、都、関係機関等と連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等の事前の準備を推進する。
- 2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、区民および事業者の共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) サーベイランス・情報収集

ア サーベイランス

あらかじめ都から示される新型インフルエンザの発生時のサーベイランスの具体的な実施方法、時期に従いサーベイランスを適切に実施する。

イ 情報収集

国、都および関係機関等の会議、通知、発表や、インターネット等を活用して、海外で発生している鳥等の動物のインフルエンザに関する情報を収集する。

(2) 情報提供・共有

ア 区民および事業者への情報提供

新型インフルエンザ等についての正しい知識など基本的な情報と、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の標準的な予防策について周知し、新型インフルエンザ等の発生時に混乱のないよう普及啓発を行う。

また、海外で鳥等の動物のインフルエンザ等が発生し、国内の発生に備える必要がある場合は、海外発生状況・対応方法などについて、区報や区ホームページ、ツイッターなどを利用して継続的に分かりやすい情報提供を行う。

イ 庁内の情報共有、連携体制の整備

日ごろから、庁内関係部署が情報交換・共有を行うとともに、国内発生に備えた連携体制を整備する。

ウ 関係機関等への情報提供

新型インフルエンザ等の発生に備え、区内の医師会、歯科医師会、医療機関、薬剤師会などの関係機関等と連携し、情報共有に努める。

(3) 区民相談

ア 相談体制の整備

区民からの多様な相談に庁内関係部署が連携して対応できるよう、発生段階に応じた相談体制について検討、整備する。

イ 鳥等の動物のインフルエンザなどの相談

海外で鳥等の動物のインフルエンザ等が発生し、国内の発生に備える必要がある場合は、区ホームページ等へのQ & Aの掲載や相談窓口の設置を検討、整備する。

(4) 感染拡大防止

マスク着用、咳エチケット、うがい、手洗い、人混みを避ける等の飛沫感染予防策、接触感染予防策等の徹底を図るとともに、発生時の感染拡大防止策を定めておく。

(5) 予防接種

ア 特定接種

特措法第28条に基づく特定接種について、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に必要な区職員をあらかじめ登録するとともに、接種方法などの体制を検討、整備する。

国が行う特定接種の登録作業等について、国や東京都から要請を受けた場合、必要に応じて協力する。

イ 住民接種

特措法第46条または予防接種法第6条第3項に基づく住民接種について、接種方法などの体制を構築する。

区は、臨時の予防接種または新臨時接種の円滑な実施のために、あらかじめ区市町村間で広域的な協定を締結するなど、区民が当区以外の自治体で接種ができるように努める。

(6) 医療

ア 医療機関への情報提供、症例定義

国等から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に関する情報等を、医療機関に迅速に提供する。また、海外で鳥等の動物のインフルエンザが発生し、国において国内に流入する可能性が高いと判断した場合は、国等が定めた鳥等の動物のインフルエンザの症例定義を医療機関に周知する。

イ 地域医療体制の整備等

感染症地域医療体制ブロック協議会等を活用して、人工呼吸管理が必要な患者や小児の重症患者の受け入れなどの課題について検討し、体制整備に努める。

また、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の新型インフルエンザ等発生時においても欠かすことができない医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の治療を原則行わない医療機関の設定を検討する。

ウ 新型インフルエンザ専門外来を担う医療機関

都が指定する感染症診療協力医療機関のほかに、新型インフルエンザ専門外来を担う医療機関（休日夜間診療所等を含む。）を、区があらかじめ指定することを検討し、体制確保に努める。

エ 一般医療機関等

内科・小児科等、通常の季節性インフルエンザの診療を行うすべての一般医療機関は、平常時から院内感染防止への備えが必要である。そのため、院内感染防止への取り組みの必要性を周知することにより、受付、待合室、外来、病棟などにおける一般の患者と発熱している患者の導線等の分離を図る体制を整えとともに、個人防護具（PPE）などの備蓄を促進する。

(7) 区民生活および経済活動の安定の確保

在宅の高齢者、障害者等の要援護者について事前に把握し、新型インフルエンザ等の発生時の区民生活の安定確保のため、準備を行う。

また、火葬場の火葬能力等について把握・検討を行い、火葬または埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

(8) 都市機能の維持

警察・消防と連携し、新型インフルエンザ等の発生時に、区民生活や事業活動を支える都市機能を維持できるよう準備を行う。

2 海外発生期

< 状況 >

海外で新型インフルエンザ等が発生した状態

国内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態

海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

< 目的 >

- 1 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、都内発生が遅延に努める。
- 2 区内で発生した場合の早期発見に努めるとともに、都内発生に備えて体制の整備を行う。

< 方針 >

- 1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合を想定して対応する。
- 2 対策の判断に役立つため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する情報収集を行う。
- 3 患者を早期に発見できるよう区内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- 4 海外での発生状況について注意喚起するとともに、都内発生に備え、都内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行う。
- 5 検疫等に協力し、都内発生をできるだけ遅らせるように努め、その間に、医療機関等への情報提供・検査体制の整備、診療体制の確立、区民生活および経済活動の安定のための準備、特定接種の協力等、区内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) サーベイランス・情報収集

ア サーベイランス

新型インフルエンザ等の感染拡大をできる限り遅らせるとともに、新型インフルエンザウイルス等の特徴の分析や患者の臨床像を把握するため、患者の全数把握が必要になる。

また、帰国者や接触者以外の患者を早期探知するため、保育所や学校等における集団発生を探知を強化することが重要である。

このため、平常時において通年実施しているサーベイランスに加え、発生時は臨時的にサーベイランスを追加し、強化する。

イ 情報収集

国、都および関係機関等の会議、通知、発表や、インターネット等を活用して、海外で発生している新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

(2) 情報提供・共有

ア 区民および事業者への情報提供

海外における新型インフルエンザ等の発生状況について情報提供するとともに、国、都、区の感染予防策、相談体制等について、区ホームページなどさまざまな媒体を活用して周知する。

イ 関係機関への情報提供

医療機関等に対して、迅速かつ正確に情報提供を行うとともに、国内の発生に備えた協力を要請する。

(3) 区民相談

ア 相談窓口の設置

都の要請により保健所に新型インフルエンザ相談センターを開設する。新型インフルエンザ相談センターでは、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある方に対して、受診先となる新型インフルエンザ専門外来および受診時の注意事項の説明や保健医療に関する一般相談などを行う。

イ 夜間・休日相談窓口の設置

夜間・休日にも上記の対応ができる相談センターを都内各保健所が共同で設置する。

(4) 感染拡大防止

ア 区内での感染拡大防止策の準備

区民や事業者に対して、感染防止策の周知を図るとともに、医療関係者等に標準的な予防策の徹底を呼びかける。区内で行われる集会、イベントなどにおいて新型インフルエンザ等の感染予防を働きかけるよう努める。また、学校については、都内で発生した場合に備え、対応手順の確認を行い、臨時休業の基準の検討を行う。

イ 水際対策

風評被害が起きないように留意しながら、発生国および発生地域への渡航自粛を区民に呼びかけるとともに、発生国からの入国者等に対する検疫所との連携を強化し、健康観察等を行う。

(5) 予防接種

ア 特定接種

区が行う特定接種が円滑に実施できるよう準備を進めるとともに、特措法第28条に基づき、国から指示を受けた場合は、特定接種を実施する。また、国が行う登録事業者に対する特定接種の実施等について、国や都から要請を受けた場合、必要に応じて協力する。

イ 住民接種

国の基本的対処方針を踏まえ、予防接種法第6条第3項に規定する新臨時接種

を実施する。

接種の実施に当たり、国および都と連携して、保健相談所、学校などの公的施設を活用するほか、医療機関に委託することなどにより接種会場を確保するなど、接種準備を整える。

(6) 医療

ア 医療機関への情報提供、症例定義

国等から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に関する情報等を、医療機関に迅速に提供する。また、国等が定めた新型インフルエンザの症例定義を医療機関に周知する。

イ 医療機関への要請

区内医療機関等に対して、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の疑い患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。

ウ 検体採取への協力

都の要請に応じ、区内の感染症診療協力医療機関が新型インフルエンザ専門外来を開設し、新型インフルエンザの感染が疑われる患者から検体を採取した場合、保健所は、検体を東京感染症アラートにしたがい、ウイルス検査を行う東京都健康安全研究センターに搬入する。専門外来の受診者は、新型インフルエンザ相談センターからの紹介に限定するため、区民には専門外来の開設場所を非公開とする。

専門外来は、ウイルス検査の結果が出るまでの間、必要に応じて患者を院内に留め置く。ウイルス検査の結果、陽性と判明した場合、保健所は感染症法に基づき、患者を入院勧告の対象とし、感染症指定医療機関に移送する。

(7) 区民生活および経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の消費活動の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。

(8) 都市機能の維持

国内での発生に備え、区民生活や事業活動を支える都市機能を維持できるよう警察・消防と準備を行う。

3 国内発生早期（都内未発生）

< 状況 >

東京都以外の国内のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態（都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）

< 目的 >

- 1 都内での発生に備えた体制の整備を行う。
- 2 国内発生例の情報収集を行い、患者（疑い患者含む）が発生した場合に備え、適切な搬送、医療ができるよう整備する。

< 方針 >

- 1 国内での感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。
- 2 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、区民への積極的な情報提供・相談対応を行う。
- 3 住民接種を早期に実施できるよう準備を急ぐ。

(1) サーベイランス・情報収集

ア サーベイランス

平常時において、通年実施しているサーベイランスに加え、臨時的にサーベイランスを実施する。

イ 情報収集

国、都および関係機関等の会議、通知、発表や、インターネット等を活用して、新型インフルエンザ等に関する情報を引き続き収集する。

(2) 情報提供・共有

ア 区民および事業者への情報提供

海外、国内で発生している新型インフルエンザ等に関する情報、発生状況等を迅速かつ正確に情報提供するとともに、国、都、区の感染予防策、相談体制等について、区ホームページなどさまざまな媒体を活用して周知する。

イ 関係機関への情報提供

医療機関等に対して、迅速かつ正確に情報提供を行うとともに、都内の発生に備えた協力を要請する。

(3) 区民相談

新型インフルエンザ相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対して、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内および受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民、都民からの保健医療に関する一般相談に対応する。

(4) 感染拡大防止

ア 区内での感染拡大防止策の準備

学校、保育施設、高齢者施設などの社会福祉施設等に対して、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するように呼びかける。また、多数の方が集まる区内での集会、イベントの開催などを判断するうえで参考となる情報の提供に努める。

イ 水際対策

風評被害が起きないように留意しながら、発生国および発生地域への渡航自粛を区民に呼びかけるとともに、発生国からの入国者等に対する検疫所との連携を強化し、健康観察等を行う。

(5) 予防接種

ア 特定接種

区が行う特定接種が円滑に実施できるよう準備を進めるとともに、特措法第28条に基づき、国から指示を受けた場合は、特定接種を実施する。また、国が行う登録事業者に対する特定接種の実施等について、国や都から要請を受けた場合、必要に応じて協力する。

イ 住民接種

国の基本的対処方針を踏まえ、予防接種法第6条第3項に規定する新臨時接種を実施する。

緊急事態宣言が行われている場合、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を国の示す優先順位に従い実施する。

区は、接種の実施に当たり、国および都と連携して、保健相談所、学校などの公的施設を活用するほか、医療機関に委託するなどにより接種会場を確保し、原則として区内に居住する方を対象に集団接種を行う。

(6) 医療

ア 医療機関への情報提供、症例定義

国等から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に関する情報等を、医療機関に迅速に提供する。また、国等が定めた新型インフルエンザの症例定義に変更があれば周知する。

イ 医療機関への要請

区内医療機関等に対して、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の疑い患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。

ウ 検体採取への協力

都の要請に応じ、区内の感染症診療協力医療機関が新型インフルエンザ専門外来を開設し、新型インフルエンザの感染が疑われる患者から検体を採取した場合、保健所は、検体を東京感染症アラートにしたがい、ウイルス検査を行う東京都健

康安全研究センターに搬入する。

専門外来は、ウイルス検査の結果が出るまでの間、必要に応じて患者を院内に留め置く。ウイルス検査の結果、陽性と判明した場合、保健所は感染症法に基づき、患者を入院勧告の対象とし、感染症指定医療機関に移送する。

(7) 区民生活および経済活動の安定の確保

ア 食料・生活必需品の安定供給

食料・生活必需品の消費活動の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。

イ 要援護者への支援

在宅の高齢者、障害者等の要援護者への見守り等の生活支援、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯を把握するとともにその対応を準備する。

ウ ごみ処理等について

区によるごみ処理等について、状況を把握するとともに、都内での流行に備えた準備を行う。

(8) 都市機能の維持

区内での流行に備え、区民生活や事業活動を支える都市機能を維持できるよう警察・消防と対応を準備する。

4 都内発生早期

< 状況 >

都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

< 目的 >

- 1 都内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2 患者に適切な医療を提供する。
- 3 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

< 方針 >

- 1 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。都内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- 2 医療提供体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について理解と協力を得るため、区民への積極的な情報提供を行う。
- 3 都内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関等を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関等での感染防止対策を実施する。
- 5 都内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、区民生活および区内経済の安定確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) サーベイランス・情報収集

ア サーベイランス

平常時において、通年実施しているサーベイランスに加え、臨時的にサーベイランスを実施する。

イ 情報収集

国、都および関係機関等の会議、通知、発表や、インターネット等を活用して、新型インフルエンザ等に関する情報を引き続き収集する。

(2) 情報提供・共有

ア 区民および事業者への情報提供

区民や事業者に対して、患者等の発生状況、感染予防策、相談体制等についての最新の情報提供を行う。

イ 関係機関への情報提供

医療機関等に対し、迅速に情報提供を行うとともに、都内発生の対応および都内感染期に備えた準備を依頼する。

(3) 区民相談

新型インフルエンザ相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対して、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内および受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民、都民からの保健医療に関する一般相談に対応する。

(4) 感染拡大防止

ア 区内での感染拡大防止策

学校や保育施設、高齢者施設などの社会福祉施設等に対して、感染予防策を徹底するよう呼びかけるとともに、区民、事業所および社会福祉施設等に対し、関係団体を経由または直接、正確な情報を提供し、感染予防策の励行や従業員の健康管理を勧奨する。また、区立施設においては、率先して感染予防策に取り組むとともに、区関連施設に対して同様の対応を要請する。

新型インフルエンザ等患者の発生時においては、患者の同居者等の濃厚接触者への外出自粛要請、健康観察等の対応を行う。また、緊急事態宣言時の集会、イベントの開催制限などについて周知する。

イ 臨時休業等

学校については、都内、区内の発生状況等を踏まえ、必要があれば臨時休業等の措置を実施する。

ウ 水際対策

風評被害が起きないように留意しながら、発生国、地域への渡航自粛を区民に呼びかけるとともに、発生国からの入国者等に対する検疫所との連携を強化する。

(5) 予防接種

ア 特定接種

区が行う特定接種が円滑に実施できるよう準備を進める。また、特定接種を実施する。

国が行う登録事業者に対する特定接種の実施等について、国や都から要請を受けた場合、必要に応じて協力する。

イ 住民接種

国の基本的対処方針を踏まえ、予防接種法第6条第3項に規定する新臨時接種を実施する。

緊急事態宣言が行われている場合、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

区は、接種の実施に当たり、国および都と連携して、保健相談所、学校などの

公的施設を活用するほか、医療機関への委託などにより接種会場を確保し、原則として区内に居住する方を対象に集団接種を行う。

(6) 医療

ア 医療機関への情報提供、症例定義

国等から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に関する情報等を、医療機関に迅速に提供する。また、国等が定めた新型インフルエンザの症例定義に変更があれば周知する。

イ 医療機関への要請

区内医療機関等に対して、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の疑い患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。

ウ 検体採取への協力

都の要請に応じ、区内の感染症診療協力医療機関が新型インフルエンザ専門外来を開設し、新型インフルエンザの感染が疑われる患者から検体を採取した場合、保健所は、検体を東京感染症アラートにしたがい、ウイルス検査を行う東京都健康安全研究センターに搬入する。

専門外来は、ウイルス検査の結果が出るまでの間、必要に応じて患者を院内に留め置く。ウイルス検査の結果、陽性と判明した場合、保健所は感染症法に基づき、患者を入院勧告の対象とし、感染症指定医療機関に移送する。

(7) 区民生活および経済活動の安定の確保

ア 食料・生活必需品の安定供給

食料・生活必需品について、製造・販売・流通業者などの業界団体等を通じて、安定供給について協力を依頼する。また、区民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、買占めを行わないよう呼び掛ける。

イ 要援護者等への支援

在宅の高齢者、障害者等の要援護者への見守り等の生活支援、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯を把握するとともにその対応を準備する。

ウ 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生した場合には、火葬場の事業者にも可能な限り火葬炉を稼働するよう協力依頼をする。

また、火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体を一時的に収容するため、練馬区地域防災計画で指定している場所を遺体収容所とし、使用する準備を行う。

エ ごみ処理等について

区によるごみ処理等について、状況を把握するとともに、都内での流行に備えた準備を行う。

(8) 都市機能の維持

都内での流行に備え、区民生活や事業活動を支える都市機能を維持できるよう警察・消防と対応を準備する。

5 都内感染期

< 状況 >

都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

< 目的 >

- 1 医療提供体制を維持する。
- 2 健康被害を最小限に抑える。
- 3 区民生活および経済活動への影響を最小限に抑える。

< 方針 >

- 1 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。
- 2 状況に応じた医療提供体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、区民一人ひとりがとるべき行動について理解できるよう、積極的な情報提供を行う。
- 3 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減する。
- 4 医療提供体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるようにして、健康被害を最小限にとどめる。
- 5 欠勤者の増大が予測されるが、区民生活・経済活動の影響を最小限に抑えるため必要な事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 6 住民接種については、体制が整い次第速やかに実施する。
- 7 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

< 保健医療に関する対策の細分類 >

都内感染期における対策の趣旨は、流行のピークをできるだけ低くして、医療システムの破綻を回避し、新型インフルエンザ等の患者の健康被害を最小限に抑えることである。入院勧告体制を解除し、軽症患者の外来診療と、重症度に応じた入院医療への転換を行う。

このため、都内感染期においては、通常の体制で入院患者の受入れが可能な「都内感染期・第一ステージ（通常の院内体制）」から、特段の措置により病床を確保する「都内感染期・第二ステージ（院内体制の強化）」、「都内流行期・第三ステージ（緊急体制）」の3つに細分類する。

(1) サーベイランス・情報収集

都内感染期には、患者数は増加しており、これまでのサーベイランス等で患者の臨床像等の情報は十分蓄積されている。このため、患者の全数把握は中止する。

(2) 情報提供・共有

ア 区民および事業者への情報提供

医療提供体制が一般医療提供体制に切り替わるため、医療機関への受診方法等の情報提供を行う。

また、発生状況等の最新情報、感染予防策等について、多様な広報手段を活用して情報提供するとともに、区民や事業者に不要不急の外出や催物の開催等を控えるよう呼び掛ける。

さらに、食料・生活必需品等に関する情報など、多様な広報手段を活用して情報提供を行い、社会不安の解消およびパニック防止に努める。

イ 関係機関への情報提供

指定地方公共機関、医療機関等の関係機関に対し、都内感染期への移行、入院医療体制の転換など新たな対応について、迅速かつ正確に情報提供するとともに、職員の欠勤を想定した事業や診療継続を依頼する。

(3) 区民相談

新型インフルエンザ専門外来の設置を終了した後、相談センターは、専門外来への振り分けを終了するが、引き続き、区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。相談体制は、病原性や感染力、一般医療機関での受入れ体制の整備、相談件数など、状況に応じて変更する。

また、区民や事業者に対し、学校の臨時休業をはじめ、集会等の自粛、区が実施するイベント等の実施方法の変更や延期又は中止など、新型インフルエンザ等の発生の影響を受ける事業について、相談体制を強化する。

(4) 感染拡大防止

患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった段階で、都内感染期へ移行するため、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）を中止する。広く区民や事業者等に対し、引き続き感染防止策を徹底するよう呼びかける。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。集客施設の管理や催物を主催する事業者には、発熱等の症状がある人の利用制限、マスク着用の徹底、施設の使用や催物の開催の制限や自粛を呼び掛ける。

必要に応じて、学校や社会福祉施設等に対して、臨時休業を適切に行うよう要請する。

なお、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合は、都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の要請・指示等について、区民へ周知する。

(5) 予防接種

引き続き、国が必要な量のワクチンを確保し速やかに供給するとともに、区が予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

緊急事態宣言が行われている場合は、区において特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種として住民接種を進める。区は、住民接種の実施にあたり、国が示す優先順位にしたがい、国および都と連携して、保健相談所、学校などの公的施設を活用するほか、医療機関に委託するなどにより接種会場を確保し、集団接種を行う。

(6) 医療

新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の感染症診療を行う全ての医療機関で担うことになる。

このため、患者は新型インフルエンザ相談センターを介さずに、直接受診する。入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者についても、通常の感染症診療を行う全ての医療機関が受け入れる。

また、国、都と連携し、関係団体等の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援を行う。

ア 第一ステージ（通常の院内体制）

新型インフルエンザ等の患者の外来診療については、原則として、かかりつけ医で診療を行うこと、重症者以外は在宅で療養することを、区民や医療機関等へ周知する。一般病床を有する全ての医療機関が、医療機能に応じて、入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者について受け入れるよう、医療機関へ周知する。

イ 第二ステージ（院内体制の強化）

都は、入院医療機関に対して、通常の体制では入院受入が困難となった場合に院内の医療スタッフの応援体制整備、入院期間の短縮や新規入院、手術の一部中止および延期などの特段の措置を講じるよう要請し、都内の入院受入体制の強化を図るとともに、医師会や薬剤師会に対し、重症患者の受け入れが可能な医療機関への支援を行うよう要請する。

区は、医療機関や医師会等への連絡調整など、必要に応じて協力する。

ウ 第三ステージ（緊急体制）

都は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、都内医療機関が収容能力を超えたと判断した場合は、既存の病床以外に各医療機関の敷地内（院内の食堂や講堂など）に臨時スペースを暫定的に確保し、備蓄ベッドなどを配置することにより更なる患者の収容を図るよう、医療機関へ要請するとともに、引き続き医師会や薬剤師会に対し支援を要請する。

区は、医療機関や医師会等への連絡調整など、必要に応じて協力する。

(7) 区民生活および経済活動の安定の確保

ア 食料・生活必需品の安定供給

食料・生活必需品について、製造・販売・流通業者などの業界団体等を通じて、安定供給について協力を依頼する。また、区民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、買占めを

行わないよう呼び掛ける。

イ 要援護者等への支援

在宅の高齢者、障害者等の要援護者への見守り等の生活支援、搬送、死亡時の対応等を行う。また、地域の実情に即し、町会等地域住民団体、ボランティア団体等に協力を依頼する。

ウ 遺体に対する適切な対応

火葬場の経営者に対し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう依頼する。

また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を収容するため、練馬区地域防災計画で指定している場所を遺体収容所として使用する。

さらに、遺体の埋葬および火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、必要に応じ、遺体の搬送の手配等を実施する。

エ ごみ処理等について

区による平常時と同様なごみ処理等の維持が困難な場合は、ごみの収集回数や処理について状況を把握し、区民および事業者にごみの排出抑制への協力を依頼する。

(8) 都市機能の維持

ア ライフライン機能の維持

指定公共機関および指定地方公共機関が提供するライフライン機能を維持するため、都対策本部長に対し、必要に応じて総合調整を要請する。

イ 区民の安全・安心の確保

警察・消防機能を維持するよう、都対策本部長に対し、必要に応じて総合調整を要請する。また、警視庁、東京消防庁、地域住民等と連携し、防犯・防災活動の取り組みを強化する。

6 小康期

< 状況 >

新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
大流行は一旦終息している状況

< 目的 >

区民生活および経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える。

< 方針 >

- 1 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、医療資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制および社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2 第一波の終息および第二波発生の可能性やそれに備える必要性について区民に情報提供する。
- 3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) サーベイランス・情報収集

平常時に通年実施しているインフルエンザサーベイランスを継続するが、特に新型インフルエンザ等の再流行およびウイルスの変異による病原性の変化に注意する必要がある。

(2) 情報提供・共有

ア 区民および事業者への情報提供

患者発生の状況や国・都の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を発表し、区民生活や経済活動の速やかな回復を図る。

また、第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供し、情報提供のあり方について評価し、必要な見直しを行う。

イ 関係機関への情報提供

指定地方公共機関、医療機関等の関係機関に対し、患者発生の状況や国・都の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を情報提供し、「小康期」への移行を図る。

また、第二波発生の可能性に備え、情報提供体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備等、対策の方針を伝達し、各機関等の現状を把握する。

(3) 区民相談

保健所に設置した新型インフルエンザ相談センターは、状況に応じて縮小・終了する。

また、夜間休日の一般相談も終了となる。保健所・保健相談所は、通常業務において区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。

(4) 感染拡大防止

小康期に移行したことから、都が行った不要不急の外出自粛、学校等の施設使用や催物の開催制限等の解除の情報を区民等に周知する。

(5) 予防接種

第二波に備え、未接種者に対し接種を勧奨する。

(6) 医療

医療機関に対して平常の医療サービスが提供できる体制への速やかな復帰を呼び掛ける。また、第二波に備えた医療用資器材等の使用状況確認・準備を呼び掛ける。

(7) 区民生活および経済活動の安定の確保

事業者、区民に、平常時の区民生活への回復を呼び掛ける。

(8) 都市機能の維持

行政機能をできるだけ速やかに回復するよう努める一方で、事業活動の回復を事業者に対し呼び掛ける。